破産手続廃止

平成２１年（フ）第５９１８号
東京都新宿区富久町７番12号
破産者　株式会社ウィンズ・インターナショナル
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７号
神奈川県小田原市栄町２丁目８番11号
破産者　株式会社伊東屋
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１３０号
神奈川県小田原市荻窪878番地の１　パレスウィンディア201
破産者　有限会社アンダンテ
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１３１号
神奈川県小田原市栄町２丁目８番11号　ＥＳＴ２階
破産者　合名会社伊東ティック
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１６５号
茨城県水戸市笠原町1256番地の19
破産者　有限会社アトラス
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第６６２号
群馬県前橋市川原町532番地38
破産者　有限会社コスモス・リーガル・アカデミー
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成１９年（フ）第１５２０１号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目20番８―303号
破産者　平成産業株式会社
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３００号
神奈川県横須賀市佐原３丁目１番地の４
破産者　アロイテクノ株式会社
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１３９号
神奈川県厚木市長谷1197番地10
破産者　有限会社ゴールデンワークス
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第１７１号
長野県千曲市大字八幡1952番地３
破産者　有限会社宮原製作所
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第２４２号
長野県上田市常磐城５丁目１番27号
破産者　有限会社三東建設
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第４号
長野県佐久市協和7041番地
破産者　北蓼科総合開発株式会社
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第２６３７号
愛知県春日井市大手町４丁目12番地の15
破産者　有限会社愛恵
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９８号
名古屋市瑞穂区下坂町４丁目21番地
破産者　株式会社ドリム
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９９号
京都市左京区八瀬野瀬町275番地
破産者　株式会社サイドバーンズ
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第１３３４号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目３番15号
破産者　モリチョウ服装株式会社
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９号
山形県西村山郡大江町大字本郷丙104番地の３
破産者　有限会社大井沢屋
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５号
岡山市南区灘崎町彦崎2229番地
破産者　ＤＵＥ　ＣＡＲＯＮこと　三保　景治
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８号
宮崎市清水１丁目12番26号　赤木ビル１階
破産者　有限会社フロンティアネッツ
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第３２８号
千葉県柏市布施961番地95、前住所千葉県八街市八街は104番地184
破産者　兒玉　典子
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成１９年（フ）第２２９２７号
東京都世田谷区船橋５丁目17―５―302
破産者　村山　峰人
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８３７４号
東京都北区王子２丁目18―７、住民票上の住所茨城県桜川市富谷1127
破産者　金田　　明
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部